

平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科  
第 2 次募集 法学既修者入試 試験問題

## 公 法 系（憲法、行政法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 3 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

道路交通法第 72 条 1 項後段が定める交通事故の報告義務は、黙秘権の保障（憲法第 38 条 1 項）に反しないか、論じなさい。

〔参照条文〕

道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）

（交通事故の場合の措置）

第 72 条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。〔第 2 項以下 省略〕

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処する。〔第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号以下 省略〕

十 第 72 条（交通事故の場合の措置）第 1 項後段に規定する報告をしなかつた者

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】（解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。）

法治主義（法律による行政の原理）について説明しなさい。

《問題 2 以上》

《公法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

本問は、行政上の届出・申告義務と黙秘権の保障との関係という基本的な論点について問うことで、判例の知識も含めて、基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。

問題 2

法治主義について幅広く問うことで、受験生の行政法総論に関する全般的な知識をみた。